

京都市告示第 477 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 3 月 26 日

京都市長 門川大作

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
梅津東山七条線	右京区西京極南方町 7 番地地先から	旧	メートル 92.50	メートル 16.00 ~ 22.50
	同区西京極中町 32 番地の 15 地先まで	新	92.50	16.00 ~ 22.50

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
葛野大路	右京区西京極中町 32 番地の 15 地先から	旧	メートル 21.00	メートル 30.80 ~ 35.00
	同区西京極南方町 10 番地の 1 地先まで	新	21.00	30.80 ~ 35.00

(建設局土木管理部道路明示課)